

二宮町名義後援の承認に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各種団体等が行う事業及び行事（以下「事業等」という。）に対し、二宮町が名義後援を承認するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において名義後援とは、事業等に対し、二宮町が経費の負担をせず、単に後援の名義を使用させることをいう。

(承認申請)

第3条 二宮町の名義後援の承認を受けようとする各種団体等は、事業を実施しようとする日の20日前までに名義後援承認申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請を行う場合、事業等の計画書、予算書（予算書は、参加料等の徴収をする場合に限り）及び団体の活動内容等、審査に必要な書類を添付しなければならない。

(承認基準等)

第4条 町長は、前条の申請書を受理したときは、次に掲げる承認基準に基づいて審査し、その可否を決定し、申請者に対し名義後援承認書（第2号様式）又は名義後援不承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(1) 主催者についての承認基準

- ア 主催者の存在及び役員構成等が明らかであること。
- イ 団体等の構成が、全町的又は広域的規模で組織されていること。
- ウ 特定の政党や宗教、その他政治的団体及び宗教団体を支持していないこと。

(2) 事業内容についての承認基準

- ア 特定の会員等を対象としない一般公開のもので、全町的又は広域的範囲を対象としていること。事業規模については概ね50名以上の参加を予定するもの。
- イ 事業等の目的及び内容が町民の福祉、教育、学術、文化及び体育等の向上発展に寄与するものであること。
- ウ 政治的批判を目的とするものでないこと。
- エ 事業等が営利を目的としないものであり、商業的行為及び活動をしないものであること。
- オ 町の執行する事務事業に対する要求、批判等を目的とする事業でないこと。

(3) その他の承認基準 事業等の開催の場所が、公衆衛生、災害防止等について十分な設備又は措置が講じられていること。

(承認条件)

第5条 町長は、名義後援にするにあたり次の条件を付することができる。

(1) 申請の内容に変更があった場合には、事業変更届（第4号様式）により、速やかに届け出ること。

- (2) 虚偽の申請により承認を受けたことが判明したとき又は町長が取消しを必要と認めるときは、その承認を取り消すことができる。この場合において、承認の取消しにより各種団体等が損害を受けても二宮町は、一切その責めを負わない。
- (3) 事業等の実施について一切の責めは、主催者が負い、二宮町はその責めを負わない。
- (4) 名義後援は対象事業以外の使用等、人々に誤解を生じるような使用をしないこと。
- (5) その他町長が必要と認める付帯条件。

(実績報告)

第6条 事業等の主催者は、事業終了後、15日以内に事業終了報告書(第5号様式)を提出しなければならない。

(事務主管課等)

第7条 名義後援に関する事務は、当該名義後援に係る事業等の内容と関係する事務を所管する課等が行い、関係する事務を所管する課がない場合は総務課が行うものとする。

2 名義後援の承認に係る決裁については、町長決裁とする。

3 前項の決裁は、総務部長及び総務課長に合議をすることとする。

(免責)

第8条 いかなる場合においても、申請者が受ける損害等に対し、二宮町は一切その責めを負わない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、名義後援の承認に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(二宮町名義後援に関する要綱の廃止)

2 二宮町名義後援に関する要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。